

2023年8月14日

各位

会社名 株式会社 かんなん丸  
代表者名 代表取締役社長 野々村 孝志  
(コード番号 7585 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員管理部長 宮永 一彦  
(TEL 048-815-6699)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年9月26日開催予定の第46回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 事業目的の追加

当社の今後の事業展開及び事業内容の多角化に対応するため、現行定款2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

##### (2) 補欠役員の選任

法令に定める取締役及び監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役及び補欠監査役の選任に関する規定を新設し、補欠取締役及び補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

##### (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 料理飲食店の経営 2. 食料品の販売 (新 設) (新 設) (新 設) <u>3. 前各号に附帯する一切の業務</u>  (新 設)	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 料理飲食店の経営 2. 食料品の販売 <u>3. スポーツ施設の経営</u> <u>4. スポーツ用品の販売</u> <u>5. カラオケ施設の経営</u> <u>6. 前各号に附帯する一切の業務</u>  <u>第20条(補欠取締役の選任)</u> 1. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議において補欠取締役を選任することができる。</u>

<p>第 20 条～第 27 条 （記載省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第 28 条～第 35 条 （記載省略）</p>	<p>2. <u>前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 21 条～第 28 条 （現行どおり）</p> <p>第 29 条（補欠監査役の選任）</p> <p>1. <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 30 条～第 37 条 （現行どおり）</p>
--	---

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2023 年 9 月 26 日  
定款変更の効力発生日 2023 年 9 月 26 日

以上